

株式会社西日本住宅評価センター 長期使用構造等に係る確認料金規程

1. 住宅性能評価業務規程に規定する長期使用構造等に係る確認料金（消費税込）

○新築住宅（一戸建ておよび一部の共同住宅等 ※1）

床面積	区分	長期使用構造	
		設計住宅評価 申請あり ※5	設計住宅評価 申請なし
200㎡以内	製造者認証 （構造・温熱共）	5,500円	42,900円
	製造者認証 （構造又は温熱のいずれか）		42,900円
	型式認定		42,900円
	一般		64,900円
200㎡超え 1,000㎡以内	製造者認証 （構造・温熱共）	5,500円	49,500円
	製造者認証 （構造又は温熱のいずれか）		49,500円
	型式認定		49,500円
	一般		71,500円

※1 一部の共同住宅等とは、他住戸のない共同住宅等をいう。

○新築住宅（1,000㎡以内の共同住宅等 ※2）（Mは確認対象戸数）

床面積	区分	長期使用構造 ※4	
		設計住宅評価 申請あり ※5	設計住宅評価 申請なし ※6
※3 1,000㎡以内	製造者認証 （構造・温熱共）	44,000円 + (M-1) × 1,650 円	79,200円 + (M-1) × 5,500 円
	製造者認証 （構造又は温熱のいずれか）	44,000円 + (M-1) × 3,300 円	85,800円 + (M-1) × 6,600 円
	型式認定		85,800円 + (M-1) × 6,600 円
	一般		96,800円 + (M-1) × 11,000 円

※2 共同住宅等とは、他住戸のある共同住宅等をいう。

※3 製造者認証及び型式認定等の共同住宅等については、延床面積1000㎡超え2000㎡以内であっても、1000㎡以内の確認料金を適用できるものとする。

※4 共同住宅等の一次エネルギー消費量基準の評価方法が「住棟評価」の場合は、別途見積りとする。

※5 確認対象住戸の全てが設計住宅評価対象になっていない場合は「設計住宅評価 申請なし」を適用。

※6 共同住宅等の外皮計算において隣接住戸間の温度差係数『0』を用いて計算する場合は、根拠資料の確認料金として、8,800円/棟を加算する。ただし、設計住宅評価において根拠資料の確認が行われている場合を除く。

○新築住宅（1,000㎡を超える共同住宅等）

別途見積りとする。

○増築・改築および既存（建築行為なし）（一戸建ておよび一部の共同住宅等 ※1）

床面積	長期使用構造
200㎡以内	93,500円 ※7
200㎡超え 1,000㎡以内	104,500円 ※7

※1 一部の共同住宅等とは、他住戸のない共同住宅等をいう。

※7 製造者認証等の区分は無い。5-2一次エネルギー消費量の確認を行う場合は、4,400円を加算する。

○増築・改築および既存（建築行為なし）（分譲マンションおよび共同住宅等 ※2）

別途見積りとする。

※2 共同住宅等とは、他住戸のある共同住宅等をいう。

○再交付料金

再交付は、3,300円／通とする。

○変更依頼の確認料金

1. 新築住宅

- (1) 設計住宅評価と一体申請のときで、建設評価書交付前の変更は、変更設計の料金とする。
- (2) 設計住宅評価ありの長期確認単独申請のときで、建設評価書交付前の変更は、5,500円とする。
- (3) 設計住宅評価なしの長期確認単独申請のとき、あるいは設計評価ありであっても建設評価書交付後の変更依頼は、原則として「設計住宅評価 申請なし」欄の確認料金の2分の1の額（共同住宅等については基本料金のみ2分の1の額）とする。

2. 既存住宅

原則として長期使用構造等確認料金の2分の1の額とする。

○軽微変更該当証明の確認料金

軽微変更該当証明の確認料金は、5,500円とする。